

愛媛県平成30年7月豪雨災害対応検証委員会設置要綱

(設置)

第1条 平成30年7月豪雨災害への愛媛県、関係市町及び防災関係機関等の初動・応急対応等を検証し、教訓や課題等の抽出及び整理を行い、愛媛県地域防災計画等の修正及び市町を含めた防災体制の改善等や防災・減災対策の効果的な推進を図るため、愛媛県平成30年7月豪雨災害対応検証委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前項の目的を達成するため、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 平成30年7月豪雨における発災後概ね3か月間の初動・応急対応の検証に関すること。
- (2) 前号の検証を踏まえた改善策等の提言に関すること。
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、防災安全統括部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、保健福祉部長をもって充てる。
- 4 委員は、別表1に掲げる職にある者(学識経験者にあつては、同表に掲げる者)をもって充て、又は委嘱する。

(職務)

第4条 委員長は、委員会の事務を統轄し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 委員会の円滑な運営を図るため、委員会に専門的な事項を審議する幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、県民環境部防災局長の職にある者をもって充てる。
- 4 幹事は、別表2に掲げる職にある者をもって充て、又は委嘱する。
- 5 幹事会の会議は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。この場合において、幹事長は、招集する幹事を選定することができる。
- 6 幹事長は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(解散)

第7条 委員会は、その任務が達成された時に解散する。

(事務局)

第8条 委員会の事務を処理するため、県民環境部防災局防災危機管理課に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長を置き、県民環境部防災局防災危機管理課長の職にある者をもって充てる。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月25日から施行する。

別表1 (第3条関係)

1	県民環境部長
2	土木部長
3	警察本部警備部長
4	松山市副市長 (松山市長が指名するもの)
5	今治市副市長
6	宇和島市副市長
7	大洲市副市長
8	西予市副市長
9	愛媛県消防長会会長
10	陸上自衛隊中部方面特科隊長
11	松山海上保安部長
12	松山地方気象台長
13	愛媛大学防災情報研究センター長 森脇 亮
14	新潟大学危機管理本部教授 田村 圭子
15	兵庫県立大学減災復興政策研究科准教授 紅谷 昇平

別表2 (第6条関係)

1	総務部総務管理局総務管理課長
2	総務部総務管理局人事課長
3	企画振興部政策企画局総合政策課長
4	県民環境部県民生活局県民生活課長
5	県民環境部防災局危機管理監
6	県民環境部防災局防災危機管理課長
7	スポーツ・文化部スポーツ局地域スポーツ課長
8	保健福祉部社会福祉医療局保健福祉課長
9	経済労働部産業雇用局産業政策課長
10	農林水産部農政企画局農政課長
11	土木部土木管理局土木管理課技術企画室長
12	出納局会計課長
13	公営企業管理局総務課長
14	教育委員会事務局教育総務課長
15	警察本部警備部警備課長
16	松山市危機管理課長
17	今治市防災危機管理課長
18	宇和島市危機管理課長
19	大洲市危機管理課長
20	西予市危機管理課長
21	松山市消防局警防課長
21	陸上自衛隊中部方面特科隊第3科長
22	松山海上保安部警備救難課長
23	松山地方気象台防災管理官